

■選挙運動自動車の選挙公営制度利用

候補者が業者などと金額のかかる契約（「有償契約」といいます）をすることが前提です。

●選挙運動用自動車借入れでの公費負担額の算定

- ・候補者は、「一般運送契約」と「その他の契約（個別契約）」のいずれかを選択することになります。
- ・表の法定単価、選挙期間日数は上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になります。
- ・生計同一親族からの自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用の場合は公費負担の対象になりません（例外あり）。



契約の種類	限度額
一般運送契約 (ハイヤー方式)	1日1台64,500円(法定単価) ×5日(選挙期間)=322,500円
その他の契約 (個別契約方式)	①自動車借入契約 1日1台につき15,800円(法定単価) ×5日(選挙期間)=79,000円
	②燃料供給契約 1日7,560円(法定単価) ×5日(選挙期間)=37,800円
	③運転手雇用契約 1日1人12,500円(法定単価) ×5日(選挙期間)=62,500円

※町長、町議選挙の選挙期間は5日間です。

●選挙運動用ビラの作成費の公費負担額の算定

- ・表の法定単価、法定枚数は上限のため、それに満たない契約の場合は、その契約額が公費負担額になります。



選挙の区分	限度額
町村長選挙	1枚7.51円(法定単価) ×5,000枚(法定枚数)=37,550円
町村議会議員選挙	1枚7.51円(法定単価) ×1,600枚(法定枚数)=12,016円

●選挙運動用ポスター作製費の公費負担額の算定

- ・表の作成単価、ポスター掲示場数は上限のため、それに満たない契約の場合はその契約額が公費負担額になります。

選挙の区分	限度額
町村長選挙	1枚3,694円(法定単価による作成単価) ×98(ポスター掲示場数)=362,012円
町村議会議員選挙	

●投票所での新型コロナウイルス感染症対策(安心投票)

有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所内の衛生管理に努めます。投票所入口での消毒液の設置、投票所内の換気、事務従事する職員はマスク、フェイスシールド、手袋の着用、投票用紙自動交付機による投票用紙の配布、記載用鉛筆の消毒等を実施します。

期日前投票所の業務補助員を募集します

- **勤務時間**
午前8時30分から午後8時までのうち7時間45分勤務の交代制（土・日・祝日勤務有）
- **賃金** 日額6,960円
- **応募資格**
特定の選挙運動に従事していない人
- **登録期間** 11月から2年間
- **応募期限** 10月16日(金)
- **申込方法**
役場総務課に、本人が履歴書をお持ちください。
- **書類選考**で登録を決定します。
- **問い合わせ**
町選挙管理委員会(役場総務課内)
☎096(293)3111



大津町長選挙 大津町議会議員一般選挙

投票日 令和3年1月31日(日)

9月1日に開催された大津町選挙管理委員会で、任期満了に伴う大津町長選挙と大津町議会議員一般選挙を同時に行うことが決定され、その選挙期日が令和3年1月31日(日)に決定しました。
※投票所や投票時間、立候補者説明会などの詳しい情報は町広報紙などで今後お知らせします。



公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大

公職選挙法の一部改正に伴い、町でも9月議会で条例を制定し、選挙運動費用の一部を町が負担することとなりました(このことを「公費負担」といい、公費負担する仕組みを「選挙公営制度」といいます)。

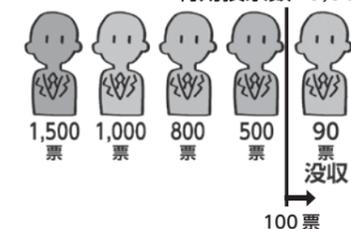
候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの人の立候補意欲を高め、立候補しやすい環境整備を目指すため、これまで都道府県と市を対象としていた選挙公営制度を町村にも同様に拡大するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されました。

■地方選挙の選挙公営と供託金

選挙区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	
県知事	○	○	○	300万円
県議会議員	○	○	○	60万円
市長	○	○	○	100万円 ※政令指定都市 240万円
市議会議員	○	○	○	30万円 ※政令指定都市 50万円
町村長	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円
町村議会議員	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象	無し ↓ 供託金導入 15万円

※ 候補者の得票数が一定数(「供託物没収点」という)に達しない場合、供託金は没収となり公費負担の対象外になります。

(例) 町議会議員選挙で議員定数16人
有効投票数16,000票の場合



供託物没収点は100になるため獲得票数が100票を下回る場合は、供託金は没収となり、公費負担の対象外になります。

【町長選挙】
供託物没収点 = 有効投票の総数 ÷ 10

【町議会議員選挙】
供託物没収点 = (有効投票の総数 ÷ 議員定数) ÷ 10